



薬価改定の頻度について

- 未妥結・仮納入といった不適切な取引慣行を改善しないまま、頻回に薬価改定を実施すると、市場に深刻な混乱をもたらすことが予想される。さらに、不適切な取引慣行を増加させることも懸念される。
 - 卸連調査(2002年度)によると、薬価改定後6ヶ月以内に妥結に至らなかつた割合(売上高ベース)は、200床以上の病院で73%、調剤薬局チェーンで52%にのぼる。通知による指導等の政府による取り組みは着手したばかりであり、現段階で毎年改定に移行すると市場に更なる混乱をもたらすことになる。
 - 妥結率がこのように低い中で薬価調査を実施しても信頼に足りうる情報を得ることはできず、このような調査に基づく市場価格の推計は確実性、正確性の点で受け入れられない。
 - さらに、毎年改定への移行は、薬価調査前の妥結を避けるインセンティブを生じさせる可能性があり、未妥結・仮納入の期間が長期化するといった予期せぬ結果をもたらすことが懸念される。未妥結・仮納入が完全に排除されることが議論の前提として求められる。
 - そもそも、3月中旬に告示して4月1日に実施するという現行の薬価改定のプロセス自体が未妥結・仮納入を構造的に発生させている。未妥結・仮納入を排除しつつ毎年改定を実施するためには、卸と医療機関の間での価格交渉が数週間のうちに妥結に至るという前提に立つ必要があるが、現状からするときわめて非現実的である。